

中国大陸と台湾の 弁護士制度の現状及び問題(後半)

国際室研究員

胡 光輝 Hu, Guanghui

(前号からの続き)

三 台湾の状況

1 台湾の弁護士制度の概観

(1) 1945年～1987年

1945年から1987年7月の戒厳令解除まで、弁護士は、司法権の行使を補助する役割しか果たしておらず、1945年弁護士法(律師法)(以下「旧法」という。)19条は、「弁護士は、当事者の依頼又は法院の命令を受けた場合、法院で法定の職務を執行し、又はその他の法律の書類を整理することができる。弁護士は、特別法の規定により軍事又はその他の審判機関において、職務執行を行うことができる」と規定していた。

弁護士の刑事弁護については、1945年刑事訴訟法37条1項は、「被告人が起訴された後、随時に被告人を選定することができる」と規定し、1967年の刑事訴訟法27条1項もこれを踏襲した。1982年によりやく27条が修正され、犯罪被疑者が捜査段階においても弁護人を選定できるようになった。

「律師公会」¹⁹⁾は、弁護士の自治組織ではなかった。律師公会を管理・監督する官庁は、中央においては社会部(1971年から「内政部」)であり、地方においては省・市・県の社会行政管轄機関である。ただし、その目的事業は、司法行政部及び所在地の首席検察官の指揮・監督を受けなければならない(旧法10条)。また、弁護士の懲戒制度については、高等法院の院長や院長をメンバーとする懲戒委員会が行うことになっていた(旧法41条～43条)。

(2) 1987年以後の状況

1987年、戒厳令が解除されることによって、人々の権利意識や、経済活動など社会状況が大きく変化するようになった。同年、「律師檢覈弁法」(2006年廃止)も制定され、弁護士の資格認定基準を明確にした。

1992年改正弁護士法1条1項は、「人権を保障し、社会正義の実現及び民主法治の促進を使命とする」、2項は、「弁護士は、前項の使命に基づき、誠実に職務を執行し、社会秩序を守り法律制度を改善しなければならない」と定める。はじめて立法を通じて弁護士の使命を明らかにしたのである。

弁護士の懲戒制度について、改正弁護士法は、「弁護士の懲戒委員会は、高等裁判所裁判官3人、高等裁判所檢察署檢察官1人及び弁護士5人によって構成する。委員長は、委員の中から選出する」(41条)とし、懲戒対象となる弁護士に対して、「律師公会」が、会員大会又は理事・監事合同会議の決議を経て、案件を直接懲戒委員会に移送して懲戒を行うことができる」(40条2項)と規定する。また、「律師公会」の内部ルールの制定や倫理規範についての規定なども「中華民國律師公会全國連合会」が自ら制定し、会員代表大会の承認を経て、法務部に届けるだけでよい(15条等)と規定するなど、弁護士自治の問題は大きく改善されたといえる。

弁護士は各所在地の「律師公会」の会員にならないと、弁護士業務に従事することができない。

(3) データからみる台湾の弁護士事情

台湾では、旧法によると、弁護士資格の取得は、弁護士試験と審査・認定(〔檢覈〕)の二つの方法があった。弁護士試験を含む専門職業及び技術人員高等試験²⁰⁾が、制度として定着するようになったのは、1950年になってからといわれている。1950年から1986年までの統計によると、この間に弁護士資格取得者は、2788人であったが、試験による資格取得者は、わずか667人であった²¹⁾。1970年から1988年までの間の弁護士試験の合格率は、平均3%未満で、1982年の合格率は0.34%であった。このように、弁護士試験の受験・合格者数は厳しく制限されていた。主に審査・認定を通じて弁護

19) 中華民國律師公会全國連合会について、詳細は連合会のホームページを参照されたい。

20) 詳しくは、楊戊龍「專技人員考選制度八十年的變革回顧與未來展望」國家菁英第6卷第1期(2010年3月)41頁以下を参照されたい。

21) 林志潔「律師考試與台灣社會之變遷—以重建律師價值與考試制度為中心」國家菁英第2卷第3期(2006年9月)85頁参照。

士の人数を増やしていたのであり、審査・認定の対象は、主に裁判官〔推事〕・検察官・法学者・司法行政官僚であったが、1962年から条件が緩和され、多くの軍法関係者が弁護士になったといわれている²²⁾。

1987年、弁護士試験の合格者数は100人と急に増えており、戒厳令の解除とは大いに関係がある。また、1989年、当時の考選部王作榮部長は、社会の需要に応じて弁護士試験の合格率を14.06%まで引き上げた。その後、1994年は再び5.65%にまで落ち込み、近年は8%前後で推移している²³⁾。

台湾の弁護士試験に関する統計表²⁴⁾

	出願者	受験者数	合格者数	合格率(%)
1946年	27	27	1	3.70
1950年	25	22	11	50.00
1955年	53	47	9	19.15
1960年	842	694	17	2.45
1965年	386	331	6	1.81
1970年	1,285	992	8	0.81
1975年	1,095	869	22	2.53
1980年	1,203	970	27	2.78
1985年	2,208	1,675	24	1.43
1990年	3,472	2,801	290	10.35
1995年	5,173	3,758	287	7.64
2000年	6,565	4,395	264	6.01
2005年	7,502	5,300	427	8.06
2006年	7,942	5,546	448	8.08
2007年	8,266	5,677	455	8.01
2008年	8,469	6,128	494	8.06
2009年	8,947	6,644	536	8.07

弁護士の人口は、1950年当時、182人であり、日本統治の時代に資格取得者は18人、大陸から渡った弁護士は163名で90%を占めていた²⁵⁾。

2008年10月末現在、台湾では、弁護士人口は1万639人であり、登録して弁護士業務に従事して

いる弁護士は5899人である。そのうち台北律師公会に属している弁護士は4113人、男性弁護士2834人、女性弁護士は1279人である。台湾弁護士人口の70%で4000余人が台北律師公会に属している。法律事務所の70～80%は、個人事務所(〔独資〕と称する。)であり、そのほかは、パートナーシップ制の事務所である²⁶⁾。

アメリカ発の経済金融危機は、2009年度の弁護士試験にも直接影響を与えたようである。たとえば、2009年の弁護士試験の申込者は8947人、2008年の8469人より約500人増え、合格率は8%で、両方とも過去最多となった。2009年、台北律師公会が行った「台北律師生態調査」によると、弁護士試験の受験者と合格率の増加について、半数以上の弁護士は、合格率が高いと回答している²⁷⁾。ちなみに、台湾考試院(Examination Yuan of R.O.C)の発表によると、2011年(民国100年)から、新たな弁護士試験を実施する予定である²⁸⁾。その最大の特徴は、試験を2回に分けて実施し、1次試験の受験者数の33%が2次試験に進むことができ、2次試験の参加者の40%を合格させる計画であるといわれている²⁹⁾。

2 台湾の弁護士をめぐる問題

(1) 弁護士の自治問題

1992年改正弁護士法により、弁護士自治問題が大きく改善されたといえる。しかし、たとえば弁護士懲戒制度について、「律師公会」は懲戒委員会に「移送」することができるが、直接懲戒を行うこ

22) 林志潔・前掲注21・85頁。

23) 林志潔・前掲注21・86頁。

24) <http://www.moex.gov.tw/lp.asp?CtNode=3219&CtUnit=440&BaseDSD=2>(考選部(Ministry of Examination)、2010年9月23日アクセス)、許慧瑩「從法律服務發展論我國律師高考試制度」(台灣交通大學科技研究所・修士論文)40～41頁参照。

25) 魏千峯「台湾律師制度之過去・現状及未來」(2009年1月台北律師公會主催の兩岸律師制度發展之過去・現状與未來檢討會の報告原稿)2頁参照。

26) 劉瑞蘭「台灣地區律師制度面々觀—福建省律師協會赴台公務考察報告」中国律師(2010年第5期)12頁。

27) 「環境变了 53%律師：競爭更為激烈」『在野法潮』(台北律師公會)第3期、2009年10月、30頁。

28) 現在では、司法官試験と弁護士試験は別々に行っているが、早ければ2014年(民国103年)に統一司法試験を行う予定である。<http://www.exam.gov.tw/cp.asp?xItem=9615&ctNode=4108&mp=4>(考試院、2010年9月5日アクセス)。現行試験について、郭介恒「知識經濟與律師專業能力考試」国家菁英第2卷3期(2006年9月)129頁以下等参照されたい。

29) 「環境变了 53%律師：競爭更為激烈」・前掲注27・18頁。

とができない。懲戒委員会のメンバーの半数以上は、弁護士であるが、依然として司法機関の下に置かれている等の問題がある³⁰⁾。

(2) 弁護士の使命の問題

前述したように、1992年改正弁護士法は、弁護士の使命を明記しているが、現状として、弁護士が往々にして上の目線で傍観者として社会を眺めている。積極的に社会運動に参加し、弱者の権利救済のために働く弁護士がそれほど多くないと指摘されている³¹⁾。

(3) 弁護士倫理の問題

台湾では、弁護士倫理問題が、従来から重要視されて来なかったと指摘されている。「台湾で、最も欠けているのは、法的倫理を正しく認識する弁護士である」と、2006年当時の台湾弁護士連合会の理事長が嘆いた³²⁾。結果として、市民の弁護士に対する信頼やイメージの低下を招くことになったといわれている。

(4) 法学教育と社会需要の乖離

台湾の法学教育は、実務教育が欠けているため、学生が弁護士試験に合格しても、社会及び時代の変遷に応えるような弁護士として、法的サービスを提供することができない問題も指摘されている³³⁾。

(5) 他の専門職による弁護士業務への浸食

たとえば、行政訴訟法第49条は、「行政訴訟は、弁護士を訴訟代理人とする」と規定していると同時に、会計士・特許士等も訴訟代理人とすることができると明文の規定を設けるだけではなく、行政機関の訴訟代理人は弁護士資格を必要としないことになっている³⁴⁾。

3 小結

このように、台湾では、長い間に弁護士は国民政府の管理・監督の下に置かれ、一般の市民のために法律サービスを提供してきたのではなく、司法機関の紛争解決における補助的な役割しか果たしてこなかった。また、弁護士試験の参加者数や合格率等の変動状況からみてもわかるように、弁護士・弁護士制度に対する位置付けが極めて不明確であり、不安定なものであったといえる。さらに、審査・認定制度を通じて司法関係者・行政官僚及び軍法関係者の受け皿となることからみると、時の政治や政府の政策方針に翻弄されてきたことがわかる。

弁護士懲戒制度をめぐって、「律師公会」は司法機関に「移送」するしかできないため、完全な自治が認められていない状況にある。なお、弁護士倫理や刑事弁護などの問題において、大陸と共通する点が多いと思われる。

四 兩岸の弁護士の交流と協力³⁵⁾

1 往来交流

兩岸の弁護士協会間の交流は、1988年6月、アモイで中華全国律師協會主催の「沿海開放都市經濟法討論會」の際、台湾から二十数名の弁護士が参加したことを契機に、一方通行ではあるが、台湾から大陸に赴いて交流するようになった。1996年から、双方向の交流が実現し、頻繁に交流するようになった。特に、ECFAの締結により、經濟交流の深化に伴い、法的サービスの需要は増える一方であると予想される。

30) 魏千峯・前掲注25・10頁参照。

31) 魏千峯・前掲注25・10～11頁参照。

32) 古嘉諄「律師心中的那把尺」中国時報(2006年6月8日、A19版)、林志潔・前掲注21・88頁参照。

33) 林志潔・前掲注21、88頁以下参照。

34) 「環境変了 53%律師：競争更為激烈」・前掲注27・30頁。

35) 「背景資料：大陸与台湾律師界交流回顧」中国律師(2009年12月号)12頁、王平=張志瀚「兩岸律師協助調查取証之研究」中国律師(2009年12月号)、13～15頁参照。

2 台湾住民の大陸の弁護士資格の取得及び法律事務所設置

2008年、司法部の「台湾住民が国家司法試験に参加する若干規定」が公布されたことを受け、同年、統一司法試験が行われたアモイ市の試験会場で232名、2009年には233名の台湾からの受験生が試験に参加した。その後、司法部は「国家法律職業資格を取得した台湾住民が大陸で弁護士業務に従事することについての管理弁法」を公布した。

2009年4月、37名の台湾からの受験生が司法部発行の「法律職業資格証書」を受領した。同年5月、大陸の台湾弁公室王毅主任が海峡論壇大会にて8項目の対台湾優遇政策を打ち出し、その中には、台湾地区の法律事務所が福州、アモイの両市で事務所を設立し、台湾関連の民事法律問題の相談に従事することを許可する項目も含まれている。これを受けて、福建省司法庁は司法部の許可を経て、2010年9月15日に「台湾地区律師事務所が福州・アモイで代表機関の設立業務に関する実施弁法」を発布・実施し、台湾の法律事務所が福建省で事務所を設立することができるようになった。

3 民事判決の承認・執行³⁶⁾

1992年の台湾の「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」(数回の修正を経た。)により、大陸の裁判所判決及び仲裁判断の承認・執行を行うことができる。

大陸の最高人民法院は、1998年5月に「人民法院が台湾地区法院の民事判決の承認に関する規定」を公布し、2009年3月に当該規定の「補充規定」を公布している。これらの規定は、台湾の法院が下した民事判決³⁷⁾について、大陸の人民法院に対して承認の申立てをすることができ、承認された台湾の民事判決は、効力が生じている大陸の判決と

同様の効力を有する、などと定めている。また、2008年、最高人民法院は、「台湾に関連する民事訴訟の文書の送達についての若干規定」を出し、直接送達、郵送送達、代理送達等の送達方法を認めている。

五 結び

本稿では、中国大陆と台湾における弁護士制度や兩岸の交流を概観し、問題点を指摘してきた。兩岸における弁護士制度の変遷を抱えている問題点など共通するところが多い。

中国大陆の弁護士制度は、大きく出遅れたが、国際化及び大きく膨張してきた経済をバックに、制度や弁護士の質の改善を図り、規模が急速に拡大してきた。東アジア地域、特に中国における民事を中心とする法的サービスの国際競争は、ますます激しくなることが予想される。だが、北京における外国の法律事務所のデータからみてもわかるように、発展の余地がまだまだあるといえる。

ECFAの締結により、兩岸の経済交流は今まで以上に発展していくに違いない。しかし、政治的な思惑や、法制度の違いにより、すぐに急速に一体化が進むとは考えられない。弁護士業務に関しては、多くの台湾の弁護士が、大陸への進出には消極的であり、大陸からの進出を警戒しているのも事実である。しかし、共通した言語や文化を背景に、台湾企業の中国進出と同様に、警戒しながらも、台湾弁護士の大陸への進出は、進んでいくことになろう。

なお、法学教育と弁護士養成、司法試験と弁護士人口のバランスをいかに取るか等の問題は、日本でも昨今議論されている問題である。これらの問題に関する詳細な分析は、別の機会に譲りたい。

36) この問題について、王冠璽=周翠「兩岸民事判決的認可与執行問題研究」法学研究(2010年第3期)134頁以下を参照されたい。

37) 民事判決は、商事・知的財産権・海事等の民事紛争の判決を含む。また、台湾の法院の民事裁定、調停書、支払命令、及び台湾の仲裁機関の仲裁判断の承認も申し立てることができる(補充規定2条)。